

観音寺市市民活動団体登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボランティア団体、特定非営利活動団体等の市民活動団体に関する情報を広く発信することにより、市民活動団体についての認識を高め、市民の社会参加の機会を広げるとともに、様々な団体等の連携による協働のまちづくりを促進するため、市内で地域に根ざした活動を行う団体を観音寺市市民活動団体として登録することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 観音寺市市民活動団体として登録できる団体は、次に掲げる要件の全てを満たす団体とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体のうち、自治会及びこれに準ずる団体は除くものとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う団体であること。
- (2) 特定非営利活動を自主的に行い継続して活動していること、又は継続して活動する見込みがあること。
- (3) 市内に活動拠点を有し、規則、会則、定款等に基づき、次に掲げる地域に根ざした活動を主に市内で行っていること。
 - ア 高齢者の福祉を増進する活動
 - イ 子どもたちを健やかに育てるための活動
 - ウ 自然環境を守り育てる活動
 - エ 地域の文化を守り育てる活動
 - オ 交流人口及び定住人口の増加につながる活動
 - カ その他地域を良くしていこうとする活動
- (4) 構成員に学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する義務教育の課程を修了した満15歳以上の者を5人以上有し、かつ、構成員の過半数が市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者により組織されている団体であること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする団体でないこと。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

（登録申請）

第3条 観音寺市市民活動団体として登録しようとする団体（次条及び第5条において「申請団体」という。）は、観音寺市市民活動団体登録申請書（様式第1号）及び観音寺市市民活動団体情報登録票（様式第2号）に必要事項を記載し、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 団体の規約、会則又はこれらに準ずるもの

(2) 構成員の名簿

（登録及び登録の通知）

第4条 市長は、前条の規定による登録申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、次に掲げる事項を登録し、申請団体に観音寺市市民活動団体登録通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) 団体名

(2) 連絡先等

(3) 代表者氏名

(4) 活動目的

(5) 活動内容

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（登録不承認の通知）

第5条 市長は、第3条の規定による登録申請に対し、第2条に規定する観音寺市市民活動団体の登録要件を満たさないと認めるときは、申請団体に観音寺市市民活動団体登録不承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（登録の変更）

第6条 観音寺市民活動団体として登録した団体（以下「登録団体」という。）は、登録内容に変更があったときは、観音寺市市民活動団体登録事項変更届（様式第5号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(登録期間)

第7条 観音寺市市民活動団体の登録期間は、第4条の規定による登録の通知を受けた日から当該通知を受けた日の属する年度の末日までとする。ただし、登録期間の満了の日までに団体から登録の取消しの申出がない場合は、登録の更新の申請があったものとみなし、当該登録期間の満了の日の翌日の属する年度の末日までの間、年度ごとに登録期間を延長するものとする。

(登録の取消し)

第8条 登録団体は、観音寺市市民活動団体の登録を取り消すときは、観音寺市市民活動団体登録取消届出書(様式第6号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、観音寺市市民活動団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録申請の内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 市長が登録団体として不相当であると判断したとき。

3 市長は、第1項の規定により登録団体から登録の取消しの申出があったとき、又は前項の規定により登録を取り消したときは、観音寺市市民活動団体登録取消通知書(様式第7号)により団体に通知するものとする。

(市民活動団体に関する情報の公表等による支援)

第9条 市長は、登録団体に対し、その活動を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、登録団体がこれらの公表等による支援を希望しない場合はこの限りでない。

- (1) 第4条の規定による登録事項を市ホームページ等への掲載により公表し、登録団体の行う活動について広く市民に情報を公開すること。
- (2) 市民又は公的機関からの問合せに対し、登録団体に係る情報を提供すること。
- (3) 市等が開催する講座、セミナー等に関する案内を行うこと。
- (4) 登録団体から申出があった場合には、市の施設内における掲示等により、その団体の主催する行事等の情報を市民に提供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、登録団体の活動を促進するため市長が必要と認

める支援

(責任)

第10条 登録団体が第三者に損害等を与えた場合は、当該登録団体が全ての責任を負うこととし、観音寺市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。